を喪失した日（厚生年金保険法第十四条第二第四号までのいずれかに該当するに至つた日は、その日）	を

第四十六条の七第一級から第四級まで	第十五級以下

第四十三条第四項	ときは、前項の規定にかかわらず	ときは、第三項の規定にかかわらず
	、資格を喪失した日	ときは
第四十三条第五項及び第六項		

第四十六条の七第一級から第四級まで	その全額	障害を支給事由とする給付であつてその全額
	給付を	ものを
	第一級から第十四級まで	第十五級以下

第四十六条第二項	第四十三条第四項

は、そのしない	をそのするものの額を喪失した日までの間の前の期間が礎とする年金の額

（六十五歳以上の者に限る。）が毎年九月下この項において「基準日」という。）に保険者である場合（基準日に被保険者の資した場合を除く。）	属する月前の

喪失した日（厚生年金保険法第十四条第二四号までのいずれかに該当するに至つた日は、その日）	

第四十六条第二項	第四十三条第五項及び第六項

金若しくは改正後の法による老齢厚生年金又は障害年金若しくは	障害年金又は

を

第四十六条第二項	第四十三条第四